平成１９年（フ）第１７９６号
京都市山科区北花山中道町83番地　東花マンション201号、破産手続開始決定時の住所滋賀県大津市南郷２丁目３番２号
破産者　藤北　皓三
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
兵庫県神崎郡福崎町大貫2305番地３
破産者　藤本　正和
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
京都市北区紫野下柏野町57番地
破産者　板谷　亮一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
和歌山市伊太祈曽449番地の２
破産者　谷口　博一
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第８１号
愛媛県松山市南江戸５丁目２番28号
破産者　村山　拓人
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第６１号
長崎県五島市籠淵町55番地
破産者　小田　理香
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２０年（フ）第１４０９号
熊本県下益城郡城南町大字舞原336番地10
破産者　野口　忠弘
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第１８３号
長野県佐久市安原1424番地155、破産手続開始決定時住所長野県佐久市御馬寄966番地１
破産者　小須田清子
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第３０２３号
福岡市博多区博多駅東３丁目５番16号403
破産者　内村トヨ子
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７号
埼玉県所沢市小手指町４丁目24番地の４　セザール小手指105
破産者　石澤　慎一
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６号
富山県氷見市朝日本町23番13号
破産者　飯澤　和正
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５６号
静岡県島田市横井３丁目18番14号
破産者　佐野とき江
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１６５１号
福岡市早良区次郎丸４丁目10番54―203号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区有田５丁目９番22号
破産者　吉田　収作
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２０３４号
福岡市中央区桜坂３丁目11番20―202号
破産者　桂　　幹夫
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５０号
福岡県春日市天神山６丁目109番地
破産者　鎌田　衛仁
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１号
沖縄県島尻郡久米島町字仲泊607番地
破産者　渡慶次ミツ子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１号
岩手県宮古市大通２丁目２番４号
破産者　中村　芳子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第１６３号
茨城県ひたちなか市大字中根3337番地213
破産者　和智　麗子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８３号
茨城県日立市諏訪町１丁目11番26―２号
破産者　大好　敏之
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第６７７号
埼玉県越谷市蒲生東町４番48号　ゼファー新越谷リビーノ206号
破産者　田中　康路
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係